

## 5 循環型社会に向けた取組

### 企業による具体的な取組内容

#### ○ 3Rの取組

事業活動から発生する廃棄物の 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組は、環境負荷の低減だけでなく、廃棄物処理費用の削減、食品製造などにおけるロスの発生抑制による歩留りの改善など事業活動においても効果を発揮します。自らの事業活動における廃棄物の発生状況を今一度見直し、3Rに取り組みましょう。

以下に、主にオフィスでの 3R の取組例を示します。オフィスで実践してみてください。

#### 【リデュース（発生抑制）の取組】

- ・両面コピーの励行、電子掲示板や電子メール利用など、ペーパーレス化によるコピー用紙の使用量削減に取り組む。
- ・事務用品の購入にあたっては、必要性を十分に検討し無駄な在庫を持たないようにする。

#### 【リユース（再使用）の取組】

- ・ミスコピー紙や片面コピーを行ったのち不要となったコピー用紙は、保管し、内部用紙やメモ用紙などに再使用（裏紙使用）する。
- ・封筒、ファイル、フォルダーなどは、繰り返し使用する。
- ・不要となった事務用品、事務机などは、他の部署などで再使用する。

#### 【リサイクル（再生利用）の取組】

- ・事務用品やトイレットペーパー等、積極的にリサイクル製品を利用する。
- ・新聞、雑誌、段ボールなどの紙類、びん、缶、ペットボトルなど資源化可能ものは、きちんと分別し、資源回収業者に引き渡すなど、資源化に努める。
- ・個人のごみ箱をなくし、分別ボックスを設置するなど分別しやすい環境づくりに取り組む。

### ≡二講座 機密文書（紙ごみ）リサイクルの取組

多くの事業所において、個人情報や重要書類など機密文書は紙ごみとしてリサイクルに出すことができず、シュレッダー処理した後に一般廃棄物として焼却しているのが現状です。しかし、近年は、福井市古紙等リサイクル協同組合（事務局：（有）増田喜商店内）などにおいて、これらの機密文書に特化して回収し溶解などの処理を行う、機密保護とリサイクルを両立させたサービスが提供されています。

## ○事業系廃棄物の適正処理

事業所から出るごみは、“産業廃棄物”と“事業系一般廃棄物”に区分され、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。それぞれルールに従って処理しましょう。

**産業廃棄物**：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥などの特定の種類のもの

- ・あらゆる事業活動に伴うもの  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
- ・特定の事業活動に伴うもの  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体
- ・以上の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例：コンクリート固形化物）

**事業系一般廃棄物**：産業廃棄物以外の廃棄物で、事務所から出される残飯や紙ごみなど

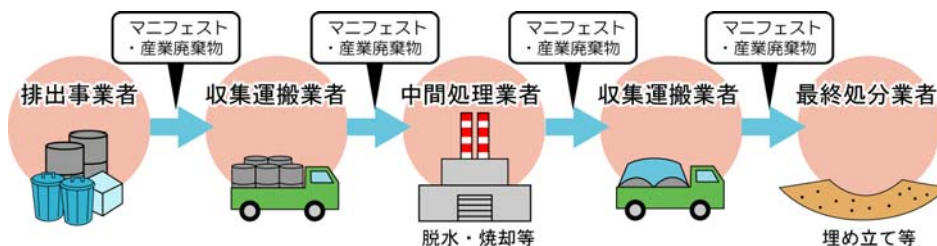
### 【産業廃棄物の扱いについて】

事業者は、事業活動から発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければいけません。また、産業廃棄物処理業者等他の者に委託して処理する場合も、最終処分が終了するまで責任をもって行うために、マニフェスト制度に基づいた手続きを行わなければなりません。

#### マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度とは

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認する仕組みです。

委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認し、不適正な処理や不法投棄による環境汚染を未然に防ぐことが重要です。



【マニフェスト制度のしくみ】

### 【事業系一般廃棄物の扱いについて】

事業系一般廃棄物は、下に示すいずれかの方法で適正に処理してください。

#### 方法①

事業者自らが直接処理施設へ持ち込む

- 持ち込み先（福井・美山区域）
- ・燃やせるごみ⇒福井市クリーンセンター（TEL.53-8999）
- ・燃やせないごみ⇒広域圏清掃センター（TEL.74-1314）

#### 方法②

市が許可したごみ収集運搬業者に依頼する

※越廼・清水地区は持ち込み先が異なります

#### 方法③

自治会などのごみステーションに出す

次の条件をすべて満たしていなければ収集しませんのでご注意ください！

- ①1ヵ月のごみの排出量が250kg（50袋）以下であること  
※ただし、1回の排出量は5袋まで
- ②ごみステーションを管理している自治会などの同意を得ること
- ③福井市の事業所用指定袋[赤字印刷：1袋84円]を使用すること -->
- ※緑色印刷の袋では回収しません
- ④ごみ袋に事業所名を記入すること



## 関係法令

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

#### 【対象となる事業者】

- ・ 廃棄物を排出する事業者
- ・ 廃棄物の運搬、処分を行う事業者

#### 【法による義務等】

廃棄物を排出する事業者

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において自家処理・委託処理など適正に処理
- ・ 産業廃棄物の保管時における基準の順守
- ・ <産業廃棄物を自ら運搬・処分する場合>運搬・処分の基準を順守
- ・ <産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合>許可事業者等への委託、所定事項を含めた委託契約書の締結と保存（5年間）、搬出時のマニフェスト交付と保存（5年間）（⇒P20）
- ・ <特別管理産業廃棄物を排出する場合>特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、排出量等の記録と保存（5年間）
- ・ <年1,000トン以上産業廃棄物を排出する場合／年50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する場合>廃棄物の減量等の計画、実施状況報告の福井県知事への提出
- ・ <一般廃棄物の運搬・処分を委託する場合>許可事業者等への委託

廃棄物の運搬・処分を行う事業者

- ・ 一般廃棄物は福井市長、産業廃棄物は福井県知事により業の許可を受けること
- ・ <マニフェストの写しを送付した時・送付を受けた時>マニフェストの保存（5年間）

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

#### 【対象となる事業者】

変圧器などPCBを含む機器を使用・保管している事業者

#### 【法による義務等】

- ・ 保管状況等の福井県知事への届出（年1回）
- ・ 一定期間内（2016年7月15日まで）での処分
- ・ 保管時における基準の順守等（廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物として扱われる）

### 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

#### 【対象となる事業者】

以下の業種に該当する事業者、及び以下の製品の製造・販売等を行う事業者

対象となる業種・製品	
特定省資源業種	紙製造業、無機化学工業製品製造業、製鉄業、自動車製造業等
特定再利用業種	紙製造業、塩化ビニール管製造業、ガラス容器製造業、複写機製造業等
指定省資源化製品	自動車、パソコン、家電品等
指定再利用促進製品	自動車、パソコン、家電品等
指定表示製品	缶、ペットボトル等の容器、小型二次電池、塩ビ製品等
指定再資源化製品	パソコン、小型二次電池等
指定副産物	電気業の石炭灰、建設業の土砂コンクリート塊等

### 【法による義務等】

- ・ <判断基準が定められている場合> 基準に沿った取組の実施
- ・ <指定表示製品の製造・販売等を行う場合> 製品への識別マークの表示等、基準に沿った取組の実施
- ・ <特定省資源業種で生産量等が一定以上の場合> 副産物の発生抑制等に関する計画の、事業を所管する大臣への提出

## 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

### 【対象となる事業者】

- ・ 販売する商品にガラス製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロールトレイなどの容器（特定容器）の使用・製造などを行う事業者
- ・ 販売する商品に包装紙など（特定包装）を用いる事業者  
ただし、小規模事業者は除外。（卸売、小売、サービス業の従業員数 5 人以下又は売上 7,000 万円／年以下、その他従業員数 20 人以下又は 2.4 億円／年以下）

### 【法による義務等】

- ・ 使用・製造した特定容器・包装の量に応じた義務量の再商品化
- ・ 販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器の量などの記録、保存（5 年間）
- ・ <指定された小売業> 判断基準に沿った取組の実施
- ・ <指定された小売業で、年 50 トン以上特定容器・包装を用いる場合> 排出抑制に関する取組状況の、事業を所管する大臣への提出

## 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

### 【対象となる事業者】

- ・ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の製造・販売などを行う事業者

### 【法による義務等】

事業者	義務等
販売業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象となる機器の引取</li><li>・ 製造業者等への引渡</li><li>・ マニフェストの交付と保存（3 年間）</li></ul>
製造業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象となる機器の引取</li><li>・ 再商品化等の実施と基準の順守</li><li>・ マニフェストの回付と保存（3 年間）</li><li>・ &lt;エアコン、冷蔵庫等を再商品化する場合&gt; フロン類の回収と破壊</li></ul>

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

### 【対象となる事業者】

- ・ 食品製造業、食品加工業、卸売業、小売業、飲食店業等の食品関連事業者

### 【法による義務等】

- ・ 判断基準に沿った取組の実施
- ・ <年 100 トン以上食品廃棄物等を発生した場合> 食品廃棄物の発生量や再生利用等の状況の、事業を所管する大臣への提出

## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

### 【対象となる事業者】

- ・鉄筋コンクリートや木材など（特定建設資材）を用いた次の工事等を行う発注者、自主施工者、建設業者・解体工事業者などの受注者

建築物に係る解体工事	床面積の合計が 80m <sup>2</sup> 以上
建築物に係る新築又は増築工事	床面積の合計が 500m <sup>2</sup> 以上
建築物に係る修繕・模様替え等の工事	請負金額の額が 1 億円以上
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	請負金額の額が 500 万円以上

### 【法による義務等】

事業者	義務等
発注者・自主施工者	・工事等の福井市長への届出
受注業者	・工事に関する必要事項の発注者への書面交付と説明 ・再資源化完了報告の発注者への書面交付 ・実施状況記録の保存
	解体工事業者 ・福井県知事により業の登録を受けること ・技術管理者の選任 ・標識の掲示

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

### 【対象となる事業者】

- ・自動車の引取・解体・破碎、フロン類の回収を行う事業者（関連事業者）
- ・自動車の製造・輸入を行う事業者

### 【法による義務等】

事業者	義務等
関連事業者	・福井県知事により業の登録を受けること ・使用済自動車の引取・引渡と、情報管理センターへの報告 ・標識の掲示
引取業者	・引取時の書面の交付
フロン類回収業者	・フロン類の回収基準の順守 ・回収したフロン類の、自動車の製造業者等への引渡
解体業者	・解体時の再資源化基準の順守 ・指定された回収物品の、自動車の製造業者等への引渡
破碎業者	・破碎時の再資源化基準の順守 ・指定された再資源化物品の、自動車の製造業者等への引渡
自動車製造業者・輸入業者	・フロン類の引取と破壊 ・再資源化物品等の引取と再資源化 ・再資源化に関する記録の保存（5年間）